

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第47号

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成27年鳥取市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に改め、「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第2条の見出しを「（課税免除又は不均一課税）」に改め、同条中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）」に、「同項に規定する」を「当該特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って」に、「に対して課する固定資産税の税率」を「について」に、「100分の0.15とする」を「、固定資産税を課さない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方活力向上地域内において、特定業務施設整備計画の認定を受けた法第17条の2第4項に規定する認定事業者が、当該特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、特別償却設備及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（再生法省令第1条に規定する公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、鳥取市税条例第46条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り100分の0.15とする。

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。